

ID: 5374

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

<b>処分の概要</b>	定款の変更の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	社会福祉法 第45条の36		
<b>法令番号</b>	昭和26年法律第45号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第32条及び第45条の36の規定による。 (認可)</p> <p>第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。</p> <p>2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	14日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	平成 30 年 6 月 15 日